

## ⑧結婚差別事件

兵庫県山崎町在住の男性が同町内の部落出身女性に差別メールを送った事件では、メールの中で「差別している側」の自分が「なぜ差別するのか」を説明し、自分の差別を正当化している。さらには自分自身が差別している当事者だという認識を持たないどころか「善人」なのだと認識している。町の同和教育や啓発の不十分さが指摘されている。

京都府では、本人の知らない間に戸籍謄本がとられ、身元調査によって、本人も知らなかった部落出身を暴かれ、交際相手の父親から結婚に反対されているという相談が、京都府連によせられた。具体的には、父親が息子の交際相手の戸籍謄本などを入手、「同和や」といって結婚を断念するように迫ったという事件である。調べられた女性は自らが部落出身と知らなかったこともあり、非常なショックを受けている。

この事件は事実解明のなかで、戸籍謄本を取得できる八業種の一つである司法書士が「裁判」と「登記」のためと使用目的を偽って入手していたということが判明した。部落差別のための戸籍謄本等の不正入手は、昨年度版の「大阪府警警部補の戸籍謄本不正入手による結婚差別事件」でも行われており、現行の戸籍制度そのものの欠陥が指摘されるとともに、個人情報保護の視点からも戸籍制度改革が焦眉の急である。さらに、その改革の議論には「イエ」意識や家制度も俎上に載せなければならないといえる。